

職員の懲戒処分について

下記のとおり、職員の懲戒処分を行いました。

記

被 処 分 者	(1) 氏 名 (2) 所 属 休職（休職前の所属は東部まち美化事務所） (3) 年齢・性別 59歳・男性 (4) 職位・職種 主任・まち美化業務員
処 分 日	令和4年7月25日
処 分 内 容	懲戒免職
事 案 概 要	<p>被処分者は、令和4年5月30日午後5時55分頃、実母が所有し同人が単身居住していた家屋の1階台所において、椅子の上に置かれたクッションに灯油をかけたうえ、点火したマッチを同クッションの上に落として火を放ち、同椅子を燃え上がらせるとともに、その火を台所東側壁等に燃え移らせ、同家屋の一部を焼損（焼損面積合計約2.0平方メートル）したとして、同年5月31日、京都府山科警察署に逮捕され、同年6月21日、京都地方検察庁から、非現住建造物等放火の罪で起訴された。</p> <p>被処分者は、本市職員による事情聴取において起訴事実を認めた。</p>